

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
平成 26 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 2 号)
※
※
※
※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 90 号議案 箕面市自転車安全利用条例制定の件	1
第 91 号議案 箕面市暴力団排除条例制定の件	7
第 92 号議案 箕面市子ども・子育て支援条例制定の件	17

箕 面 市

第九十号議案

箕面市自転車安全利用条例制定の件

箕面市自転車安全利用条例を次のように定める。

平成二十六年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市自転車安全利用条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者等の責務を明らかにし、自転車の安全利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車利用者による危険な運転及び事故を防止するとともに、市内における自転車の安全利用を推進し、もって市民の安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車の安全利用 自転車の安全運転、自転車による交通事故（以下「自転車事故」という。）の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車事故に備えた保険又は共済の加入その他自転車を安全に利用することをいう。
- 三 協力団体 交通安全、青少年の健全育成その他の公共的な活動を行う団体であつて、自転車の安全利用に関する市の施策に協力する団体

をいう。

四　自転車小売業者等　市内において自転車（中古の自転車を含む。）の小売又は自転車の貸出しを業とする者をいう。

五　事業者　市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
(市の責務)

第三条　市は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行い、自転車事故の防止に努めなければならない。

2　市は、自転車の安全利用に関して特に重点的に取り組む事項を定め、箕面警察署、協力団体及び自転車小売業者等と連携し、自転車の安全利用に関する総合的な施策を推進するものとする。

(自転車利用者の責務)

第四条　自転車利用者は、法その他の交通安全に関する法令の規定を遵守するとともに、前条第二項の規定により市長が定める事項を励行し、自転車の安全利用に努めなければならない。

2　自転車利用者は、市、箕面警察署及び協力団体が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

3　自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めるとともに、錠の取付け及び施錠の徹底に努めなければならない。

4　自転車利用者は、自転車事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済に加入するよう努めなければならない。

5　七十歳以上の者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の責務)

第五条　自転車小売業者等は、事業活動を通じて、自転車利用者に対し、

自転車の安全利用に関し必要な助言を行うよう努めなければならない。

- 2　自転車小売業者等は、市又は箕面警察署が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用について啓発するよう努めなければならない。

- 2　事業者は、市又は箕面警察署が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校の責務)

第七条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）は、その学校に在籍する者に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。

- 2　小学校及び中学校は、その在籍する児童又は生徒に対して自転車による通学を認めるときは、当該児童又は生徒に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

3　学校は、市又は箕面警察署が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第八条 保護者（親権者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、その保護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。

- 2　保護者は、その保護する十三歳未満の者が自転車を運転するとき、又は六歳未満の者を自転車に乗車させるとときは、当該者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(協力団体への支援)

第九条 市は、協力団体が自転車の安全利用に関する活動を行うときは、当該協力団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発活動)

第十条 市は、自転車の安全利用についての自転車利用者の理解を深めるため、箕面警察署、協力団体等と連携し、広報及び啓発活動を行うものとする。

(指導又は警告)

第十一條 市と箕面警察署は連携して、歩行者等に危害を及ぼすおそれがある運転その他自転車事故が生ずるおそれのある運転（以下「危険運転」という。）をする自転車利用者に対し、指導又は警告を行うことができる。

2 市は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童及び生徒（以下この条において「生徒等」という。）が繰り返し前項の指導又は警告を受けたときは、箕面警察署に対し、当該生徒等の保護者に通知するよう求めることができる。

3 市は、生徒等が第一項の指導又は警告を受けたときは、箕面警察署と連携して、当該生徒等が在籍する学校に通知することができる。

4 市は、前三項に規定する措置を行つてもなお危険運転が多発する区域があるときは、箕面警察署と連携し、期間を定めて、当該区域における自転車の安全利用の啓発に重点的に取り組むものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条第二項の規定は、同年四月一日から施行する。

(提案理由)

市内における自転車の安全利用を推進し、市民の安全な生活環境を確保するため、本条例を制定するものである。

第九十一号議案

箕面市暴力団排除条例制定の件

箕面市暴力団排除条例を次のように定める。

平成二十六年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止し、及びこれらにより市の事務若しくは事業、市の区域における事業活動又は市民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もつて市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

四 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

五 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するものをいう。

六 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて市が行う財産の売払い、貸付け又は買入れ（前号に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とともに、暴力団事務所の存在を許さない」ととして、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、他の地方公共団体、法第三十二条の三第一項の規定により都道府県公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、大阪府に対し、前項の施策を実施するために必要な支援を求めるものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第五条 市民は、基本理念にのつとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのつとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、基本理念にのつとり、市又は大阪府に対し、暴力団の排除に資すると認められる情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第六条 市は、市民及び事業者が暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発を行いうものとする。

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第七条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

一 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

二 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入

契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第八条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、

公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

二 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力

団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

三 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

四 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。ただし、その所有する土地を取得する必要がある場合等当該契約の性質又は目的により公益上の合理的な理由がある場合は、この限りでない。

六 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約相手方との公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。

七 公共工事等に係る下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対し、当該下請負人等

との契約の解除を求める、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

八 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第九条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるよう社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たつて暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（公の施設からの暴力団の排除）

第十条 市長、教育委員会及び指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設（同法第二百四十四条第一項において「市長等」という。）の使用又は利用（以下「使用等」という。）について、暴力団の利益になると認めるときは、当該使用等を許可しない。

2 市長等は、既に公の施設の使用等を許可している場合においても、その使用等が暴力団の利益になると認めるときは、当該使用等の許可を取り消し、その使用等を中止し、又は退去させることができる。

(許認可等からの暴力団の排除)

第十一條 市長その他の市の機関は、法令並びに他の条例、規則及び規程に基づき行う許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分（以下「許認可」という。）、登録、補助金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金等」という。）の交付又は貸付金の貸付けに係る契約について、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、許認可若しくは登録を拒否し、補助金等の不交付を決定し、又はその契約の相手方としない。

2 市長その他の市の機関は、既に許認可、登録又は補助金等の交付の決定をしている場合においても、その相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、当該許認可、登録又は補助金等の交付の決定を取り消すことができる。

(排除措置の適用除外)

第十二条 前二条の規定による排除の措置（以下「排除措置」という。）は、次に掲げる市の事務又は事業については、適用しないものとする。

- 一 法令等に基づく許認可、登録等の事務で、その要件、欠格事由等が明確に定められており、市の裁量の余地がないもの
- 二 排除措置をとることによりその事務又は事業の目的又は趣旨を逸脱するもの

三 前二号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるもの

(市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第十三条 市は、第七条から前条までに規定するもののほか、市の事務又

は事業によつて暴力團を利することとならないよう、暴力團員又は暴力團密接関係者について必要な措置を講ずること等により、市の事務及び事業からの暴力團の排除を図るものとする。

(青少年に対する指導等のための措置)

第十四条 市は、青少年が暴力團の排除の重要性を認識して暴力團に加入せず、及び暴力團員による犯罪の被害を受けないための指導又は啓発が学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力團の排除の重要性を認識して、暴力團に加入せず、及び暴力團員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(勧告)

第十五条 市長は、正当な理由がなく第九条第二項の規定による報告をしなかつたと認められるときは、書面により、当該報告をしなかつた者に對し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(事実の公表)

第十六条 市長は、前条の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかつたときは、当該従わなかつた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となつた事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(個人情報等の収集及び提供)

第十七条 箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）第二条
第二号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関の定めるところにより、必要な個人情報（同条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本人以外から収集することができるものとする。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関の定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報その他実施機関が保有する情報を箕面警察署長に提供し、意見を聞くことができるものとする。

（公営企業の適用）

第十八条 公営企業管理者又は病院事業管理者が執行する業務に係るこの条例の適用については、この条例の規定中「市長」とあるのは、「公営企業管理者」又は「病院事業管理者」とする。

（委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年十一月一日から施行する。
(箕面市情報公開条例の一部改正)
- 2 箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「法人等」を「法人その他の団体」に改める。

(提案理由)

暴力団の排除に関し、市、市民及び事業者の責務、市の事務及び事業からの排除措置等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保するため、本条例を制定するものである。

第九十二号議案

箕面市子ども・子育て支援条例制定の件

箕面市子ども・子育て支援条例を次のように定める。

平成二十六年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一節 この章の趣旨等（第二条—第四条）

第二節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準（第五条）

第二款 運営に関する基準（第六条—第三十六条）

第三款 特例施設型給付費に関する基準（第三十七条・第三十八条）

第三節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準（第三十九条）

第二款 運営に関する基準（第四十条—第五十二条）

第三款 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十三条・第五十

四条）

第三章 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨等（第五十五条—第七十六条）

第二節 家庭的保育事業（第七十七条—第八十一条）

第三節 小規模保育事業

第一款 通則（第八十二条）

第二款 小規模保育事業A型（第八十三条—第八十五条）

第三款 小規模保育事業B型（第八十六条・第八十七条）

第四款 小規模保育事業C型（第八十八条—第九十一条）

第四節 居宅訪問型保育事業（第九十二条—第九十六条）

第五節 事業所内保育事業（第九十七条—第一百三条）

第四章 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（第一百四十二条—第一百二十四条）

第五章 雜則（第一百一十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）その他関係法令に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法令及び他の条例に定めるもののほか、子ども・子育て支援法その他の子どもに関する法律の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一節 この章の趣旨等

（この章の趣旨）

第二条 子ども・子育て支援法（以下この章において「法」という。）第三十四条第二項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法

第四十六条第二項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(定義)

第三条 この章及び附則において使用する用語は、別に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

二 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。

三 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の二第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

四 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。

五 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(一般原則)

第四条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下この章において「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全て

の子どもが健やかに成長するためには、適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、本市及びその他の市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定教育・保育施設等は、その社会的責任に鑑み、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有してはならない。

第二節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

（利用定員）

第五条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下

この節において同じ。) の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行つた支給認定保護者（以下この章において「利用申込者」という。）に対し、第二十二条の規定により定められた運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育及び保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて

次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者を使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シート・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第七条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育及び保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育及び保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第八条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により本市及びその他の市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他の市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合

は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第十条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たつては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供

日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十四条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下「この条及び次条において同じ。」）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号の規定により本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に

必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれて いるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の規定により金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければなら

ない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十五条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。
(特定教育・保育の取扱方針)

第十六条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- 一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- 二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされた施設に限る。） 次

号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）

四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第十七条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十八条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十九条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行つてゐるときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場

合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害時の対応)

第二十条 特定教育・保育施設は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、箕面市災害対策本部（箕面市災害対策本部条例（昭和三十八年箕面市条例第五号）第一条に規定する箕面市災害対策本部をいう。第一百九条において同じ。）が行う災害対策に係る事務等に協力するよう努めなければならない。

(支給認定保護者に関する市長への通知)

第二十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十二条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第五条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第七条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第二十三条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によつて特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十四条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対

応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第二十五条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第二十二条の規定により定められた運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十六条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十七条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの身心に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十八条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第二十九条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第三十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十一条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設の管理者、地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設の管理者、地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收

受してはならない。

(苦情解決)

第三十二条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定による本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員による質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

5 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十三条 特定教育・保育施設は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^{行う}等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十六条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提

供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十六条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たつての計画

二 第十三条の規定による特定教育・保育の提供に係る記録

三 第二十二条の規定による市長への通知に係る記録

四 第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第三十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第三十七条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第五条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この節（第七条第三項及び第八条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合にお

いて、第七条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十八条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第五条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この節（第七条第三項及び第八条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第七条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に

掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十四条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」とする。

第三節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十九条 特定地域型保育事業の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節並びに附則第六項及び第十一項において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下と、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下この節において「省令」という。）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては六人以上十九人以下と、小規模保育事業C型（省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあっては六人以上十人以下と、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、省令第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもと

し、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第二款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十八条の規定により定められた運営規程の概要、第四十四条第一項に規定する連携施設又は同条第二項に規定する居宅訪問型保育連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第六条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは、「特定地域型保育事業者」と読み替えるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第四十一条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、第四十四条第一項に規定する連携施設又は同条第二項に規定する居宅訪問型保育連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第四十二条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により本市及びその他の市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たつて

は、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十四条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）

以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下この節及び附則第七項において「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認められる地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第三十九条第一項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供

すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、省令第三十七条第一号に規定する小学校就学前子どもに対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかるらず、当該小学校就学前子どもの障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第三十九条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にとかわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第四十五条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十二条において準用する第十五条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者か

ら当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の規定により金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を

適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する特定地域型保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 利用定員

七 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第四十一条第二項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第五十条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第五十一条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第四十六条の規定により厚生労働大臣が定める指針に準じたものに基づく特定地域型保育の提供に当たつての計画

二 次条において準用する第十三条の規定による特定地域型保育の提供に係る記録

三 次条において準用する第二十一条の規定による市長への通知に係る

記録

四 次条において準用する第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五十二条 第九条から第十五条まで（第十一条及び第十四条を除く。）

第十八条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十五条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、これらの規定中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第十五条第一項中「施設型給付費」（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。）とあるのは「地域型保育給付費」（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。）と、同項及び第二十一条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第二十五条中「第二十二条」とあるのは「第四十八条」と、第二十八条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の管理者」とあるのは「特定地域型保育事業者」とする。

第三款 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第五十三条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十九条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この節（第四十二条第二項及び第四十二条第二項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十四条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する支給認定子どもを含む。) の総数が、第三十九条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この節の規定を適用する。

第三章 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨等

(この章の趣旨)

第五十五条 児童福祉法（以下この章及び第四章において「法」という。）第三十四条の十六第一項に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(定義)

第五十六条 この章及び第四章において使用する用語は、別に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第五十七条 この章で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない児童に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の児童について保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。）（以下この節において「利用乳幼児」という。）が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下この節において「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下この章において同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第五十八条 市長は、児童の福祉に関する事項を調査審議する審議会等の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下この節及び附則第九項において「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この章で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、この章で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等)

第五十九条 家庭的保育事業者等は、この章で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この章で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第六十条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、

法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）の構造及び設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分に考慮して設けられなければならない。

7 家庭的保育事業者等は、その社会的責任に鑑み、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

（保育所等との連携）

第六十一条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下この章において「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対し必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下この章及び附則第九項において「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）の職員の病気、休暇等により保育を提供するこ

とができる場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第九十七条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(非常災害対策)

第六十二条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、非常災害に備え、消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消防の訓練は、少なくとも毎月一回行わなければならぬ。

(職員の一般的要件)

第六十三条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならぬ。

(職員の知識及び技能の向上等)

第六十四条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{さんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の

機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）

第六十五条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下この節において同じ。）等を併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第六十六条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第六十七条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用の禁止）

第六十八条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第六十九条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に

努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 5 居宅訪問型保育事業者は、当該事業を行う事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（食事の提供）

- 第七十条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対し、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項において同じ。）内で調理する方法（第六十五条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により食事を提供しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等において、利用乳幼児に食事を提供するに当たつては、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでない

ればならない。

4

調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならぬ。

(食事の提供の特例)

第七十一条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定にかかるらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下この章において「搬入施設」という。）において調理して家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。

四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の发育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた教育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。

一 連携施設

二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又はその関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第七十二条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。次項及び第三項において同じ。）は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に定める健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児（乳児又は幼児をいう。以下この章において同じ。）の利用開

始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に

対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断を行つた医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供若しくは法第二十四条第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断の実施に当たつては、利用乳幼児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

（運営規程）

第七十三条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

七 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に

当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第七十四条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第七十五条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第七十六条 家庭的保育事業者等は、その行つた保育に関する利用乳幼児又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行つた保育について、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

第二節 家庭的保育事業

(設置の基準)

第七十七条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次に掲

げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する

乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人

数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（附近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児（法第六条の三第九項

第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上

の児童を受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。）一人につき、

三・三平方メートル以上であること。

七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消防訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

（職員）

第七十八条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

一 調理業務の全部を委託する場合

二 第七十一条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する大阪府知事その他機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知

識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 保育を行つてゐる乳幼児の保育に専念できる者

二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいづれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する大阪府知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第八十九条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

（保育時間）

第七十九条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第八十条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第八十一条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 小規模保育事業

第一款 通則

(小規模保育事業の区分)

第八十二条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二款 小規模保育事業 A型

(設備の基準)

第八十三条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下この款において「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の児童を受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。）を利用する小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この節において「保育室等」という。）を二階に設ける建物は次のイ、ロ及びヘの要件に、保

育室等を三階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

三階		二階 常 用 避 難 用	二階 常 用 避 難 用	一 階 区分 施 設 又 は 設 備
避 難 用	常 用			
一 屋内避難階段	一 屋内避難階段	二 屋外階段	四 屋外階段	一 屋内避難階段 二 屋外階段
				一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（以下この表において「屋内避難階段」という。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の一に規定する準耐火構造（以下この表において「準耐火構造」という。）の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備

二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造
(以下この条において「耐火構造」という。)の
傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ず
る設備

四階 以上 の階	常 用	一 屋内避難階段	三 屋外階段
		二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に 規定する構造の屋外階段(以下この表において 「屋外避難階段」という。)	
避難用	一 屋内避難階段。 ただし、建築基準法施行令第 百二十三条第一項の場合においては、当該階段 の構造は、建築物の一階から保育室等が設けら れている階までの部分に限り、屋内と階段室と は、バルコニー又は外気に向かつて開くことの できる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号 に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用 いるものその他有効に排煙することができると 認められるものに限る。)を有する付室を通じて 連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、 第三号及び第九号を満たすものとする。	二 耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるよ うに設けられていること。	

ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられかつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の三第一項の防炎性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（職員）

第八十四条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置

かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A型又は第七十一条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所 A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第八十五条 第七十九条から第八十二条までの規定は、小規模保育事業 A型について準用する。この場合において、第七十九条及び第八十条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業 A型」と、第七十九条中「次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第八十五条において準用する次条及び第八十二条において「小規模保育事業者（A型）」という。」と、第八十条及び第八十一条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第三款 小規模保育事業 B型

（職員）

第八十六条 小規模保育事業 B型を行う事業所（以下この款において「小

「規模保育事業所B型」という。には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する大阪府知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第七十一条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法

第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第八十七条 第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第七十九条及び第八十条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業B型」と、第七十九条中「次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」といいう。」とあるのは「第八十七条において準用する次条及び第八十一条にお

いて「小規模保育事業者（B型）」という。」と、第八十条及び第八十一条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第八十三条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第四号中「次号」とあるのは「第八十七条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第四款 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第八十八条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下この款において「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の児童を受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。）を利用する小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第八十三条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第八十九条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第七十一条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

(利用定員)

第九十条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

(準用)

第九十一条 第七十九条から第八十一条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第七十九条及び第八十条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業C型」と、第七十九条中「次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第九十一条において準用する次条及び第八十一条において「小規模保育事業者(C型)」という。」と、第八十条及び第八十一条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と読み替えるものとする。

第四節 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第九十二条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものと

する。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

二 子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

五 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育

（設備及び備品）

第九十三条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（職員）

第九十四条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、一人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第九十五条 居宅訪問型保育事業者は、第九十二条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十一条に規定する障害児

入所施設をいう。) その他の本市の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第九十六条 第七十九条から第八十一条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第七十九条及び第八十条中「家庭的保育事業」とあるのは「居宅訪問型保育事業」と、第七十九条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」という。)」とあり、並びに第八十条及び第八十一条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第五節 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第九十七条 事業所内保育事業を行う者は、その他の乳児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。以下この条において同じ。)の利用定員について、次の表の上欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の利用定員を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人

十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十一人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一年以上六十人以下	十五人
六十一人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	二十人

(設備の基準)

第九十八条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。第一百条及び第一百一条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条、次条及び第一百一条において「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用する保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほぶく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の児童を受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。）を利用する保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき二・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

（職員）

第九十九条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第七十一条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所の一につき二人を下回ることはできない。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第一百条　保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第六十一条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第一百一条　第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条第七号の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第七十九条及び第八十条中「家庭的保育事業」とあるのは「保育所型事業所内保育事業」と、第七十九条中「次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第一百一条において準用する次条及び第八十一条において「保育所型事業所内保育事業者」という。」と、第八十条及び第八十一条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、第八十三条第七号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理室」と読み替えるものとする。

(職員)

第一百二条　事業所内保育事業（利用定員が十九人以下の中に限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下の条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する大阪府知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この

条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第七十一条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小

規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人 (法

第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第一百三条 第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第七十九条及び第八十条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、第七十九条中「次条及び第八十一条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第一百三条において準用する次条及び第八十一条において「小規模型事業所内保育事業者」という。」と、第八十条及び第八十一条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第八十三条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小

「規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第百三条において準用する第四号において同じ。）」と、同条第四号中「次号」とあるのは「第一百三条において準用する次号」とする。

第四章 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (この章の趣旨)

第一百四条 法第三十四条の八の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(基本理念)

第一百五条 この章で定める基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下この章において「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第一百六条 市長は、児童の福祉に関する事項を調査審議する審議会等の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下この章において「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この章で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、この章で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上等）

第一百七条 放課後児童健全育成事業者は、この章で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 この章で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第一百八条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下この章において「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造及び設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

6 放課後児童健全育成事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

(非常災害対策)

第一百九条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならぬ。

3 放課後児童健全育成事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、箕面市災害対策本部が行う災害対策に係る事務等に協力するよう努めなければならない。

(職員の一般的要件)

第一百十条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならぬ。

(職員の知識及び技能の向上等)

第一百十一条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さんざんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第一百十二条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第一百十三条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若

しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるも

のをいい、一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第一百四条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第一百五条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第一百六条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲食の用に供する食品等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならぬ。

(運営規程)

第一百十七条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ご

とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 開所している日及び時間
 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - 五 利用定員
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 事業の利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の運営に関する重要な事項
- (帳簿の整備)
- 第一百八十八条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
- (秘密保持等)
- 第一百十九条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
- (苦情への対応)

第一百二十条 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関する利用者又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第一百二十二条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第一百二十二条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第一百二十三条 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第一百二十四条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

第五章 雜則

(委任)

第一百二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所（子ども・子育て支援法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が同項の規定により特定教育・保育

を提供する場合にあつては、当分の間、第十四条第一項中「(法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第二項中「(法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市長の同意を得て、」と、第二十一条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

3 特定保育所は、市長から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十四条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する本市が定める額」と、「法第二十七条第二項第二号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第九条第二号ロ(1)に規定する本市が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大

臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額）及び同号口に規定する本市が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第二号口(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号口(2)に規定する本市が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第四十五条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する本市が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する本市が定める額」とする。
(特定地域型保育事業の利用定員に関する経過措置)

6 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十九条第一項中「六人以上十人以下」と

あるのは、「六人以上十五人以下」とする。

(特定地域型保育事業者の連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第十四条第一項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(家庭的保育事業等の食事の提供に関する経過措置)

8 この条例の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に同法第三十四条の十五第二項の規定により家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第七十条、第七十七条第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第七十八条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第八十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第八十七条及び第一百三條において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第八十七条及び第一百三条において準用する場合を含む。）、第八十四条（第八十七条及び第一百三条において準用する場合を含む。）、第八十六条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第八十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第八十九条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第九十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第九十九条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第一百二条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(家庭的保育事業者等の連携施設に関する経過措置)

9

家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第一項第四号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第六十一条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

10 第八十六条及び第一百二条の規定の適用については、第七十八条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第八十六条第一項及び第一百二条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業所C型の利用定員に関する経過措置)

11 小規模保育事業所C型にあつては、第九十条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(放課後児童支援員の経過措置)

12 この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第一百十三条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(箕面市保育所における保育の実施に関する条例等の廃止)

13 次に掲げる条例は、廃止する。

一 箕面市保育所における保育の実施に関する条例（昭和六十二年箕面

市条例第九号）

二 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例（平成二年

箕面市条例第十一号）

(箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の廃止に伴う
経過措置)

14 前項第二号の規定による廃止前の箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例第三条第二項の規定により交付した補助金の返還については、なお従前の例による。

(箕面市立保育所条例の一部改正)

15 箕面市立保育所条例（昭和四十四年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(保育料等)

第三条 保育料（箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第 号）第十四条第一項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の額は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号に規定する政令で定める額を限度として箕面市教育委員会規則で定める額とする。

2 市長は、入所児童の保護者から保育料を徴収するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、入所児童の保護者は、箕面市子ども・子育て支援条例第十四条第三項、第四項及び第六項の規定に定めるところにより同条第三項及び第四項の規定による額を負担するものとする。

(保育料の減免)

第四条 市長は、特別の事由があると認める者については、保育料を減免することができる。

(箕面市立保育所条例の一部改正に伴う経過措置)

16 前項の規定による改正後の箕面市立保育所条例第三条及び第四条の

規定は、箕面市子ども・子育て支援条例の施行の日以後に保育所が提供した保育に係る保育料について適用し、同日前に保育所が提供した保育に係る保育料については、なお従前の例による。

(箕面市立幼稚園条例の一部改正)

17 箕面市立幼稚園条例（昭和四十六年箕面市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(保育料等)

第六条 保育料（箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第 号）第十四条第一項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の額は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。

2 委員会は、園児の保護者から保育料を徴収するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、園児の保護者は、箕面市子ども・子育て支援条例第十四条第三項、第四項及び第六項の規定に定めるところにより同条第三項及び第四項の規定による額を負担するものとする。

(箕面市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

18 前項の規定による改正後の箕面市立幼稚園条例第六条の規定は、箕面市子ども・子育て支援条例の施行の日以後に幼稚園が提供した教育に係る保育料について適用し、同日前に幼稚園が提供した教育に係る保育料については、なお従前の例による。

(箕面市学童保育に関する条例の一部改正)

19 箕面市学童保育に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の三第二項に規定する」を「第三十四条の八第一項の規定により市が実施する」に改める。

第二条第一項中「及び位置は、別表のとおりとする」を「、位置及び定員は、規則で定める」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(対象児童)

第三条 学童保育の対象となる児童は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく小学校に就学している児童で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 市内に住所を有する児童で、規則で定める基準に該当する者
- 二 市外に住所を有するが、児童の保護者が本市の設置する小学校に児童を就学させることを希望し、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第九条第一項の規定により箕面市教育委員会が就学の承諾を与えた児童で、規則で定める基準に該当する者

附則第五項を削る。

別表を削る。

(箕面市子ども条例の一部改正)

20 箕面市子ども条例（平成十一年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「学校・幼稚園・保育所」を「学校・幼稚園・保育所・認定こども園」に改める。

(提案理由)

子ども・子育て支援法ほか二法律の成立により平成二十七年四月一日から子ども・子育て支援新制度が実施される予定であることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準その他の子ども・子育て支援新制度に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

